

## 鎌ヶ谷市事業系ごみの分け方・出し方

事業活動に伴って出たごみは、事業者の責任において処理施設（クリーンセンターしらさぎ）へ直接搬入するか、または一般廃棄物処理業許可業者に依頼して下さい。なお、鎌ヶ谷市においては、燃やすごみの搬入に限ります。その他の排出されるごみについては、一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者等に連絡して下さい。

### <処理方法及び手数料>

- ◎ 事業者が直接クリーンセンターしらさぎに搬入する場合

**10キログラムあたり180円（税抜き）**

（10キログラム以下の場合は、10キログラムとして取り扱います。）

**※手数料の額は上記金額に消費税率を乗じて得た額とする。**

- ◎ 事業者が直接下記一般廃棄物処理業者（許可業者）に委託する場合  
処理手数料については、許可業者と相談して下さい。

### 記

鎌ヶ谷市内一般廃棄物処理業許可業者（収集運搬）

会社名	所在地	電話番号
富士興運 株式会社	鎌ヶ谷市初富本町 2-19-10	047-443-8833
有限会社 鎌ヶ谷紙業	鎌ヶ谷市東中沢 2-23-54	047-445-2168
株式会社 丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3-5-38	047-443-0903
株式会社 カツヨー	鎌ヶ谷市初富 928-936	047-443-7900
株式会社 市川環境エンジニアリング	市川市田尻 2-11-25	047-376-1711
株式会社 十河サービス	東京都板橋区 南常盤台 1-18-7	03-5995-3701
東興運 株式会社	鎌ヶ谷市東道野辺 2-6-6	047-498-7530

## 〈分け方〉

◎ 事業系一般廃棄物については、次の品目のみが対象となります。

1. 燃やすごみ（紙くず、生ごみ等）

◎ 産業廃棄物については、次の品目のみが処理対象です。

紙くず（製紙業、印刷加工業等から排出される紙くず）

木くず（木材製造業から排出される木くず）

その他焼却に適したもので、組合管理者が特に認めたもの

## 〈出し方〉

ごみの出し方については、原則的には家庭系ごみのように袋の指定はしていませんが、袋等に入れる場合は最低限の基準を下記のとおりとします。

## 記

- |       |            |   |
|-------|------------|---|
| 1 材質  | ポリ系の袋とする。  |   |
| 2 形態  | }          | 袋の指定はなく、砕けない程度としクリーン推進課、クリーンセンターしらさぎ又は、許可業者と相談すること。 |
| 3 大きさ |            |   |
| 4 厚さ  |            |   |
| 5 強度  |            |   |
| 6 透明度 |            |   |
| 7 色   | 黒色以外とすること。 |   |

**注 意：粗大ごみは、取り扱いをしておりません。**

## 問い合わせ先

鎌ヶ谷市市民生活部クリーン推進課

047-445-1223（直通）

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

クリーンセンターしらさぎ

047-443-5300